

令和6年度変更のあった 指針等について

令和7年2月 令和6年度小樽市地域密着型サービス事業所集団指導

指針の整備について

●令和6年度介護報酬改定後の指針一覧

指針の整備	サービス種別
①身体拘束等の適正化のための指針	(令和7年4月1日より義務化) 小規模多機能型居宅介護、 看護小規模多機能型居宅介護 (すでに義務化) 認知症対応型共同生活介護、 地域密着型介護老人福祉施設
②虐待の防止のための指針	全サービス義務付け有
③感染症の予防及びまん延の 防止のための指針 (特養は感染症及び食中毒の予防 及びまん延の防止のための指針)	全サービス義務付け有
④事故発生防止のための指針	地域密着型介護老人福祉施設

①身体拘束等の適正化のための指針①

以下のような内容を盛り込むこと。

- イ 事業所における身体的拘束等の適正化に関する
基本的考え方
- 身体的拘束等適正化検討委員会(3月に1回以上開催)
その他事業所内の組織に関する事項

①身体拘束等の適正化のための指針②

以下のような内容を盛り込むこと。

八 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する 基本方針

→職員研修については指針に基づいたプログラムを
作成し職員研修は定期的な教育（年2回以上）を開催。
新規採用時は必ず身体的拘束等の適正化の研修を
実施することが重要である。
研修の実施は、職員研修事業所内での
研修で差し支えない。※記録必要

①身体拘束等の適正化のための指針③

以下のような内容を盛り込むこと。

- 二 事業所内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針
- ホ 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針
- ヘ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- ト その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

②虐待の防止のための指針①

以下のような内容を盛り込むこと。

- イ 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方
- ロ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項

②虐待の防止のための指針の 虐待防止検討委員会について

□ 虐待防止検討委員会について
定期的に開催が必要。

以下の内容を検討

- ① 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること
- ② 虐待の防止のための指針の整備に関すること
- ③ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
- ④ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること。

②虐待の防止のための指針の 虐待防止検討委員会について

- ⑤ 従業者が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- ⑥ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること。
- ⑦ ⑦の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること。

②虐待の防止のための指針②

以下のような内容を盛り込むこと。

ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

→ 定期的な研修 ※記録が必要

(回数はサービス種別により異なりますため確認ください)

新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施。

二 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

ヘ 成年後見制度の利用支援に関する事項

②虐待の防止のための指針③

- ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
- チ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項
- リ その他虐待の防止の推進のために必要な事項

③感染症の予防及びまん延の防止のための指針①

平常時の対策及び発生時の対応を規定する

①平常時の対策

施設内の衛生管理（環境の整備等）、ケアにかかる感染対策等（手洗い・標準的な予防）

※密着特養は、施設内の衛生管理に「排泄物の処理、血液・体液の処理等」も明記。

※密着特養は「日常のケアに係る感染対策」についても明記。

③感染症の予防及びまん延の防止のための指針②

②発生時の対応

発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における施設関係課等の関係機関との連携、行政への報告等が想定されます。

※発生時における施設内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、**明記しておくこと。**

※密着特養は、発生時の対応で「医療処置」についても明記。

③感染症の予防及びまん延の防止のための指針③

記載内容の例については以下を参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html

介護事業所等向けの新型コロナウイルス
感染症対策等まとめページ内、
「介護現場における感染対策の手引き」

④事故発生防止のための指針①

以下のような内容を盛り込むこととする。

- イ 施設における介護事故の防止に関する基本的考え方
- ロ 介護事故の防止のための委員会その他施設内の組織に関する事項
- ハ 介護事故の防止のための職員研修に関する基本方針
 - 研修年2回以上。新規採用時には、必ず事故発生の防止の研修を実施することが重要である。※記録必要。

④事故発生防止のための指針②

以下のような内容を盛り込むこととする。

- 二 施設内で発生した介護事故、介護事故には至らなかったが介護事故が発生しそうになった場合(ヒヤリ・ハット事例)及び現状を放置しておくとなれば介護事故に結びつく可能性が高いもの(以下「介護事故等」という。)の報告方法等の介護に係る安全の確保を目的とした改善のための方策に関する基本方針

④事故発生防止のための指針③

- ホ 介護事故等発生時の対応に関する基本方針
- ヘ 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- ト その他介護事故等の発生の防止の推進のために必要な基本方針

介護保険最新情報1345(R7.1.20)

「高齢者虐待防止措置未実施減算や身体拘束廃止未実施減算の取扱いに係るQ&Aの周知について」が発出されておりますので、御確認ください。